

事務連絡
令和元年6月17日

(別記団体) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

プレミアム付商品券事業について

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）が、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間で市町村等の定める期間において、使用可能となります。

商品券は、現金と同様の機能を果たす金券として、市町村等が発行・販売するものであり、原則、医療や介護の自己負担の支払いに充てることが可能です。また、商品券を使用可能な事業者等については、金券として受け取った商品券を市町村等を通じて換金する手続きが発生します。

市町村等において、当該市町村の区域内の民間事業者（医療機関等を含む。）を対象に商品券を使用可能な事業者等を幅広く公募します。各事業者における応募は任意です。

つきましては、本件について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますよう、お願いいたします。